

## 1. 議事日程

[令和2年第2回安芸高田市議会6月定例会第1日目]

令和2年 6月 9日  
午前 10時 開会  
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 同意第2号 安芸高田市副市長の選任の同意について  
日程第4 同意第3号 安芸高田市監査委員の選任の同意について  
日程第5 同意第4号 安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について  
日程第6 承認第8号 専決処分した事件の承認について【令和2年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）】  
日程第7 発議第1号 安芸高田市議会の議員の期末手当の特例に関する条例  
日程第8 施政方針  
日程第9 議案第50号 令和2年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）  
日程第10 議案第43号 安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与の臨時特例に関する条例  
日程第11 議案第44号 安芸高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
日程第12 議案第45号 安芸高田市副市長定数条例の一部を改正する条例  
日程第13 議案第46号 財産の無償譲渡について【あじさいネット設備機器】  
日程第14 議案第47号 安芸高田市光ネットワーク設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
日程第15 議案第48号 安芸高田市まち・ひと・しごと創生基金条例  
日程第16 議案第49号 安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例  
日程第17 請願第1号 種子（たね）を農家・農民が自家増殖することを原則禁止とする種苗法改定案の取り下げを求める意見書の採択を求める請願書

## 2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	武岡隆文	2番	新田和明
3番	芦田宏治	4番	玉井直子
5番	山根温子	6番	前重昌敬
7番	石飛慶久	8番	児玉史則
9番	大下正幸	10番	山本優
11番	熊高昌三	12番	穴戸邦夫
13番	秋田雅朝	14番	塚本近
15番	金行哲昭	16番	青原敏治

17番 水戸眞悟

18番 先川和幸

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

6番 前重昌敬

7番 石飛慶久

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（15名）

市長	児玉浩	副市長	竹本峰昭
教育長	永井初男	総務部長	西岡保典
企画振興部長	猪掛公詩	市民部長	宮本智雄
福祉保健部長兼福祉事務所長	大田雄司	産業振興部長	重永充浩
産業振興部特命担当部長	行森俊荘	建設部長兼公営企業部長	平野良生
教育次長	福井正	消防長	土井実貴男
総務課長	内藤道也	財政課長	高藤誠

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	森岡雅昭	事務局次長	佐々木浩人
総務係長	國岡浩祐	主任主事	岡憲一



午前10時00分 開会

- 先川議長 定刻になりました。  
ただいまの出席議員は18名であります。  
定足数に達しておりますので、これより令和2年第2回安芸高田市議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。  
森岡事務局長。
- 森岡事務局長 諸般の報告をいたします。  
第1点、市長並びに教育長より、本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。  
第2点、市長より、令和元年度安芸高田市一般会計予算等繰越明許費に係る繰越計算書について、報告がありました。  
第3点、市長より、令和元年度安芸高田市一般会計予算事故繰越し繰越計算書について、報告がありました。  
第4点、市長より、令和元年度安芸高田市水道事業会計予算の建設改良費繰越について、報告がありました。  
第5点、監査委員より、令和2年4月分の例月出納検査の報告がありました。  
それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承ください。  
以上で、諸般の報告を終わります。
- 先川議長 以上をもって、諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 先川議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、6番前重昌敬君、及び7番 石飛慶久君を指名いたします。



日程第2 会期の決定

- 先川議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。  
議会運営委員長 児玉史則君。
- 児玉議会運営委員長 おはようございます。  
議会運営委員会から報告をいたします。  
令和2年第2回定例会の運営につきまして、去る6月2日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定しましたので、報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から6月26日までの18日間といたしました。

議事の都合により、6月10日から16日、6月19日から25日までを休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、同意3件、承認1件、発議1件、議案8件、請願1件の14件でございます。

議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり、議案第44号から第48号の5件は総務企画常任委員会へ、議案第49号は文教厚生常任委員会へ、議案第50号は予算決算常任委員会へ、それぞれ付託し、請願第1号を産業建設常任委員会へ付託することといたしました。

その他の議案1件、同意3件、承認1件、発議1件につきましては、委員会付託を省略することといたしました。

以上、報告を終わります。

○先川議長 お諮りいたします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は18日間とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。よって、会期は18日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 同意第2号 安芸高田市副市長の選任の同意について

○先川議長 日程第3、同意第2号「安芸高田市副市長の選任の同意について」の件を議題といたします。

ここで竹本峰昭君の退場を求めます。

暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時06分 休憩

午前10時06分 再開

~~~~~○~~~~~

○先川議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 児玉浩君。

○児玉市長 皆さん、おはようございます。  
本日、令和2年第2回定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には、御多用の中、御参集いただき、誠にありがとうございます。  
さて、このたびの定例会へは同意3件、承認1件、条例関係7議案、予算関係1議案を提出させていただきました。

どうぞよろしく御審議いただきたく、お願いいたします。

同意第2号「安芸高田市副市長の選任の同意について」提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、本年6月9日に安芸高田市副市長の任期が満了となる竹本峰昭さんを、本年6月10日付で引き続き安芸高田市副市長として選任することについて、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求める

ものであります。

竹本峰昭さんは、豊富な行政経験と優れた見識を有しておられ、厳しい行財政運営を迫られる本市において、必要かつ有益な人材であり、安芸高田市の副市長として適任であると確信いたしております。

よろしく御審議の上、御同意をいただきますよう、お願いを申し上げます。終わります。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。この件に関しましては、質疑、討論、及び委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、質疑、討論、及び委員会付託を省略いたします。

これより同意第2号「安芸高田市副市長の選任の同意について」の件を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。よって本件は、これに同意することに決定いたしました。

暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時09分 休憩

午前10時11分 再開

~~~~~○~~~~~

○先川議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第4 同意第3号 安芸高田市監査委員の選任の同意について

○先川議長 日程第4、同意第3号「安芸高田市監査委員の選任の同意について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉浩君。

○児玉市長 同意第3号「安芸高田市監査委員の選任の同意について」提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、安芸高田市監査委員2名のうち、女鳥清治さんの任期が、本年6月14日をもって満了となることに伴い、新たに木原張登さんを委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるところでございます。

木原さんは、向原町にお住まいで、財務省中国財務局勤務を経て行政書士として御活躍で、地方公共団体の財務管理はもとより、経営管理にも優れた識見を持っておられます。また、現在、安芸高田市固定資産評価審査委員会委員でもあり、豊富な知識と経験を有し、人格、識見ともに優れた方で、まさに安芸高田市監査委員として適任であると確信をしております。

よろしく御審議の上、御同意をいただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

○先川議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。この件に関しましては質疑、討論、及び委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長

御異議なしと認め、質疑、討論、及び委員会付託を省略いたします。

これより同意第3号「安芸高田市監査委員の選任の同意について」の件を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長

御異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時14分 休憩

午前10時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○先川議長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第5 同意第4号 安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について

○先川議長

日程第5、同意第4号「安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉浩君。

○児玉市長

同意第4号「安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について」提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、安芸高田市公平委員会委員3名のうち、本年6月14日付で任期満了となります下津江眞由美委員の後任として、新たに上本和子さんを選任するため、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

上本さんは、吉田町にお住まいで、昭和48年に保育士として旧吉田町に採用され、合併後も保育士として御活躍いただき、平成25年3月に所長であった小原保育所を定年退職されました。また、退職後は、民生委員・児童委員として御活躍をされておられました。

上本さんは、豊富な行政経験を有し、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解のある方で、かつ人事行政に関して識見を有されており、まさに安芸高田市公平委員会委員として適任であると確信をしております。

よろしく御審議の上、御同意をいただきますようお願いを申し上げます。

す。

以上です。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。この件に関しましては質疑、討論、及び委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、質疑、討論、及び委員会付託を省略いたします。

これより同意第4号「安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について」の件を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 承認第8号 専決処分した事件の承認について【令和2年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）】

○先川議長 日程第6、承認第8号「専決処分した事件の承認について【令和2年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）】」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉浩君。

○児玉市長 承認第8号「専決処分した事件の承認について【令和2年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）】」について提案理由を御説明いたします。

本件は、新型コロナウイルス感染症対策に要する費用として、2,338万7,000円を追加し、予算の総額を217億3,043万5,000円としたものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年5月27日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

企画振興部長 猪掛公詩君。

○猪掛企画振興部長 それでは、専決処分した【令和2年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）】の要点の説明をいたします。

このたびの補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,338万7,000円を追加し、予算の総額を217億3,043万5,000円としたものでございます。これは、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費を追加したものでございます。

まず、説明資料の1ページをお開き願います。内容といたしましては、説明資料、備考欄のほうに記載をしております。外郭団体等、運営指導事業の事業費、商工業振興事業費、教育総務費など増額補正であり、緊

急を要したことから、令和2年5月27日付で専決処分をいたしました。

補正予算書の10、11ページをお開き願います。

歳入でございますが、15款の国庫支出金は33万2,000円を増額したもので、学校再開に伴う国からの財政支援措置がなされることから、学校保健特別対策事業費補助金を増額しております。

16款の県支出金は、1,636万2,000円を増額したもので、全額、県からの財政支援措置がなされることから、道の駅デリバリー支援補助金、及び雇用調整助成金等活用促進事業補助金を増額しております。

19款の繰入金は、669万3,000円を増額したもので、地域振興基金繰入金を増額しております。

続いて12、13ページをお開き願います。

歳出でございますが、2款総務費、1項12目自治振興費、外郭団体等運営指導事業費300万円の増額は、来客数の減少により売り上げが落ち込んだ道の駅の業績回復を図るため、ネット販売を支援するための道の駅デリバリー支援補助金を県の補助事業として実施するために計上したものでございます。

7款商工費、1項2目商工業振興費、商工業振興事業費1,336万2,000円の増額は、活用が低迷しております雇用調整助成金の利用を促進するため、申請手続費用の支援として、雇用調整助成金等活用促進事業補助金を県の補助事業として実施するために計上したものでございます。

10款教育費、1項2目事務局費、教育総務管理費66万5,000円の増額は、6月から再開となりました小中学校において、教壇前に設置するビニールカーテンや、フェイスシールドなどの購入費用を計上したものでございます。

2項1目小学校管理費、小学校施設・設備等管理整備事業費66万円、及び3項1目中学校管理費、中学校施設・設備等管理整備事業費570万円の増額は、6月から再開となりました小中学校におきまして、密を避けるための対応として、空き教室などへのエアコンを設置するための費用を計上したものでございます。

以上で説明を終わります。

○先川議長

以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○先川議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長

御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○先川議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。



これより「専決処分した事件の承認について【令和2年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）】」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 発議第1号 安芸高田市議会の議員の期末手当の特例に関する条例

○先川議長 日程第7、発議第1号「安芸高田市議会の議員の期末手当の特例に関する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

8番 児玉史則君。

○児玉議員 発議第1号「安芸高田市議会の議員の期末手当の特例に関する条例」について、提案理由の説明をいたします。

昨年12月末に中国から広がった新型コロナウイルスは、世界各国でその猛威を振るい、一昨日時点において、全世界での感染者数は680万人を超え、死亡者数は40万人を超えており、日本においても感染者数は1万7,000人を超え、死亡者数は900人を超えるなど、大変深刻な事態となっています。

日本政府は4月16日、全国に緊急事態宣言を発令し、密室、密閉、密接にならない行動をとる。不要不急の外出を避ける。県をまたいでの移動を厳に慎む。などの行動制限を行い、感染者数の増加抑制を図ったことにより、現在その緊急事態宣言が解除になったところであります。

しかし、このことによって、本市はもとより全国の経済が急速に衰退し、国民の生活が疲弊したことにより、生活困窮者の急増を招くなど、深刻な状況となっています。

こうした中、全国民一律10万円の特別定額給付金や、事業継続応援金など、国や独自の施策により経済対策を行っている状況ではありますが、本市の財政状況は非常に厳しいものとなっておりますので、その一助となることを望み、本市議会において、本年6月に支給される期末手当から20%を減じ、その原資を本市の経済対策に充てる財源とするため、この条例を提案するものであります。

なお、この条例は公布の日から施行し、令和2年6月1日から適用するものでございます。

何とぞ、議員の皆様のご理解をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

- 先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、発議第1号「安芸高田市議会の議員の期末手当の特例に関する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第8 施政方針

- 先川議長 日程第8、施政方針。  
ここで、市長の施政方針の表明を受けます。  
市長 児玉浩君。
- 児玉市長 令和2年第2回定例会の開会に当たり、これからの市政推進に当たっての基本的な考え方や所信の一端を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。  
私は、このたび、市民の皆様の御支持と御信託をいただき、安芸高田市市長に就任いたしました。  
就任から、おおむね2か月となりましたが、日に日に、市民の皆様の期待の大きさと職責の重さに身が引き締まる思いであると同時に、生まれ育ったふるさと「安芸高田」を、皆様とともに、明るく元気にしたいとの思いを、一層強くしているところであります。  
私は、これまで、平成11年から、広島県議会議員を6期21年務めてまいりました。この間、地域の行事や市民の皆様との対話において、今の暮らしでの困り事や今後の生活での心配事などへの意見をいただき、微力ではありますが、議員として、また、一県民として、県並びに安芸高田市の発展のため、全力を尽くしてまいったところがございます。この経験を生かして、今後の市政運営にもしっかりと反映してまいりたいと考えております。  
さて、現在の市政につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大により、市民生活、地域経済にさまざまな影響が出ております。  
そうした中、感染拡大防止と医療体制の支援、市内中小事業者等の事業継続及び雇用の維持、子育て世帯の生活支援への対応として補正予算を編成し、対策を行ってまいりました。また、緊急事態宣言が解除され、自粛要請の緩和や学校再開に向けた対応が始まりましたが、感染の収束に向けた取り組みや地域経済への支援等、今後も迅速かつ適切な対応が求められる中、関係機関とも連携を図り、市民の命と生活を守ってまいります。  
また、近年の国や地方の状況は、財政状況の悪化に加え、少子高齢化と人口減少社会を迎え、さまざまな課題が指摘されております。地方創生が叫ばれる中、次の世代が夢の持てる地域づくりに取り組むためには、行政の継続性を重視しながらも、あらゆる施策の見直しや公共施設の統

廃合等による行財政改革の推進が必要となります。

さらに、地方自治の精神に基づき、より一層市民生活の向上を図るためには、総合計画に掲げた施策の着実な推進とともに、まち・ひと・しごと創生総合戦略による一体性を持った事業実施により、人口減少対策や観光振興など、地域の活性化に全力を傾注する覚悟でございます。

本市には、他に誇れる地域資源と産業など、高い潜在能力があります。それらを生かしたまちづくりを、市民の協力のもと、一体となって進めることで、住みたいまち・住み続けたいまち「市民が誇れる安芸高田」が創造できるものと確信をしております。

真剣に、誠実にの政治信条のもと、安心・安全・安定、活力ある安芸高田市を創造してまいります。

それでは、私の市政推進に当たっての基本的な考え方を申し上げます。

第1点目は、医療・福祉・介護・保健の充実と高齢者・障害者施策の推進でございます。

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策が求められる中、市民の皆様が安心して暮らせるまちづくりを最重要課題として取り組みます。

医療体制の充実につきましては、高齢者等の通院が困難な方への対応として、光ケーブルやお太助フォンなどを活用した遠隔医療システムの構築に向け、県、医師会、歯科医師会及び中核病院であるJ A吉田総合病院と連携を図り、地域医療体制を充実させるとともに、市民の健康増進を目的とした事業を考えてまいります。

福祉の推進につきましては、高齢化が進行する中、施設入所のみでの対応は困難であることから、介護予防事業の充実と日常生活を支援する体制の構築など、高齢者の状況に応じた支援体制の整備が必要と考えております。

また、障害者福祉施策につきましては、障害者の相談支援体制の充実とサービス提供体制の確保により、自立と社会参加を支援し、共生社会を実現していくことが必要と考えております。

健康づくりにつきましては、生活習慣病及びフレイルへの予防事業を継続して実施するとともに、健康ポイント事業を拡大し、健康寿命の延伸と医療費の抑制を目指してまいります。

2点目は、ふるさとの環境保全と農業の発展でございます。

本市におきましては、これまでも環境基本計画を策定し、環境保全を総合的・計画的に取り組んでまいりました。今年度、第2次環境基本計画を策定するに当たって、現在の資源ごみ回収団体への助成、ごみの分別とリサイクルによる減量・資源化など、地域循環共生圏の仕組みを意識した持続可能な地域づくりを推進するとともに、太陽光や木質バイオマスの活用などによるクリーンエネルギーの取り組みを推進し、市民意識の向上や啓発につながる、ゼロカーボンシティの表明を検討してまいります。

農業振興につきましては、原山・鍋石地区の県営圃場整備などの農地整備を進めるとともに、担い手への農地集積を促進し、経営基盤の確立を図ってまいります。そして、有害鳥獣対策としましては、これまでの捕獲、柵の設置に加え、新たに鳥獣対策アドバイザーを設置して、被害の低減に向けた取り組みを実施してまいります。また、担い手と小規模農家、あるいは非農家が協力し、地域農業や農村環境が維持可能となるよう、中山間地域等直接支払交付金・多面的機能支払交付金の活用促進や、パイプハウス、野菜機械購入等の助成を実施し、兼業農家や女性農業者など多様な担い手を支援してまいります。

道の駅三矢の里あきたかた開業に伴う消費拡大といたしましては、農産物加工品づくりを支援し、農畜産物の高付加価値化を目指してまいります。

森林整備につきましては、ひろしま森づくり県民税を活用した事業を推進するとともに、森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度を実施することで、未利用材の活用も含めた森林資源の有効活用と適正な森林経営管理を目指してまいります。

家畜堆肥につきましては、現在も利用が好調に推移している状況から、堆肥センターにおいてホイルローダー等の機器・施設を計画的に更新し、引き続き安定供給に努めてまいります。

3点目は、未来を担う子供の教育、子育て環境の整備でございます。

教育のICT化の推進につきましては、現在、新型コロナウイルス感染症の対応を含めて、国においてはGIGAスクール構想の早期実現を目指しており、本市におきましても、全児童・生徒への一人一台端末の導入を早急に進め、各学校へのテレビ会議用機器の導入と合わせ、家庭での学習も含めた教育環境の向上を目指してまいります。また、小学校につきましては、今年度から5・6年生での英語教育が教科となることから、外国語サポーターを配置し、学力と学習意欲の向上につなげてまいります。

学校の施設整備につきましては、トイレ洋式化率の低い吉田・向原小学校のトイレ洋式化を実施するとともに、新型コロナウイルス感染症に伴う分散授業への対応を実施し、施設環境の充実に努めてまいります。

学校統合につきましては、今年度から来原・船佐の小学校が統合し、新たに高宮小学校が誕生いたしました。そして、八千代地区の学校におきましては、コミュニティ・スクールの活動が実施され、学校と保護者・地域の皆様が知恵を出し合い、地域とともにある学校づくりを推進されております。今年度は、市内全校への制度拡大に向けた事業展開を図ってまいります。

子育て環境の整備につきましては、現在不在となっている産科医の課題を整理検討するとともに、保育環境では、幼児教育・保育の充実を目的とした民間移管や認定こども園への移行を計画的に実施してまいりましたが、今年度は仮称でございますが、八千代保育園の令和4年度開設

に向けての施設整備を支援し、さらなる充実に寄与してまいります。また、安芸高田市版ネウボラの推進につきましては、広島県が進めるネウボラをもとに、これまでの市の体制を生かした新たな体制の構築を目指してまいります。

学童保育につきましては、学校統合等に伴う影響や、児童の安全や保護者の利便性などを考慮しつつ、施設の整備を検討してまいります。

近年、子供の発育に悩みを抱える保護者が増加していることから、こども発達支援センターに専門的知識を有するアドバイザーを配置し、相談・支援の体制強化を図ってまいります。

そして、新型コロナウイルス感染症対策といたしましては、子育て世帯に子育て応援商品券を配布し、生活支援を行ったところでございます。

生涯学習の充実ににつきましては、市民一人一人が生きがいを持って輝いて生きることを目指した、様々な学習の機会を創出してまいります。また、スポーツ施設の整備にも注力し、市民の健康づくり、体力づくりを応援する体制を整えてまいります。

4点目は、地域産業の発展と地域の活性化でございます。

先ほども申しましたが、現在、新型コロナウイルス感染症の拡大により、本市におきましても、中小企業や個人事業主を中心に多大な影響が報告されています。そうしたことから、まずは、事業の維持継続を最優先の課題として取り組みを実施し、県の休業要請に伴う感染拡大防止協力支援金負担金、市の独自施策である事業継続応援金などの対策を行ったところでございます。今後も、地域経済活性化のための対策を積極的に行ってまいります。

また、企業誘致につきましては、多様な業種の誘致を進め、Uターンや地域の雇用を確保するとともに、空き家を活用した社宅改修事業補助金の新たな支援により、通勤者が多い広島市からの転入者の増加を目指してまいります。

多文化共生の推進につきましては、今年度から、安芸高田市国際交流協会を指定管理者として、新たな拠点施設の運営を開始いたしました。ともに支え合う外国人の暮らしやすい生活環境の充実に図ることにより、企業等への外国人の円滑な雇用と働き手不足の解消を進めるとともに、地域住民との交流（コミュニケーション）を通したまちづくりへの参画を促し、真の多文化共生の推進を図ってまいります。

観光振興につきましては、現在、計画的に整備を行っています郡山城跡や甲立古墳などの史跡と神楽を代表とする伝統文化、安芸高田の新たな観光拠点施設となる道の駅三矢の里あきたかた、吉田サッカー公園、さらに現在整備を進めております田んぼアート公園等の施設を中心に、市内全域を観光周遊ルートとし、観光客数と観光消費額の増加を図るとともに、観光客のニーズや移動状況を調査し、公共交通を活用した移動手段の検討を行ってまいります。田んぼアート公園整備事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、地元住民との十分

な協議が進められない状況から、工程計画を見直し、今後も市民の意見等をしっかりと反映させて事業を進めてまいります。

そして、過疎化・高齢化が進行する中、市内の集落におきましては、その機能の維持が困難となっている地域がございます。これまで、市内32の地域振興組織を中心に、市民の皆様との協働による、まちづくりを推進してまいりましたが、改めて、今後も持続可能な地域の姿を描けるよう課題の整理と活動への支援を行ってまいります。また、市の活性化をともに進める地域おこし協力隊の活動につきましても、隊員の能力と経験が十分に発揮できる環境を整備し、定住へとつながる支援を行ってまいります。

生活環境の整備といたしましては、新たにカタログポケットの導入を行い、高齢者や障害者、外国人に優しい情報発信を目指してまいります。また、多世代同居支援事業補助金を新設し、多世代家庭の子育てや、介護等の共助の推進と定住の促進を図ってまいります。

公共交通、道路の整備につきましては、老朽化した川根もやい便の車両を更新するとともに、現行の道路整備計画の実施に加え、道路改良調査として、国道54号線に接続する市道新町1号線の測量設計の実施、現在トンネル工事及び関連工事が実施されている東広島高田道路の整備を支援し、交通の利便性の向上を目指してまいります。

5点目は、災害に強いまちづくりと財政の健全化でございます。

平成30年7月災害は、市内の道路橋梁・農地農業施設等に多大な被害を及ぼし、2名の死者と1名の行方不明者が発生した痛ましい災害となりました。現在も復旧工事が進められておりますが、3年目を迎える今年度におきましては、早期の事業完了を目指し、災害に強い、安全・安心なまちづくりを推進してまいります。

また、大規模自然災害に備えた強靱な国造りを推進するため、市としての強靱化計画を策定し、事業の着実な実施を目指してまいります。

これまでも計画的に整備を進めております耐震性貯水槽につきましては、新たに市内3か所での設置を予定しており、消防車両の更新と合わせた消防力の向上に努めてまいります。

さらに、災害時における現場状況を把握する手段として、ドローンの購入や全国瞬時警報システム（Jアラート）を更新し、自主防災組織の充実とあわせ、災害発生時の速やかな体制整備と状況把握による迅速な対応を行ってまいります。

近年の国・地方の財政状況の悪化、少子高齢化と人口減少による行政需要の増加から、行財政改革を基本とした財政の健全化は喫緊の課題となっております。企業誘致や市有地の売却、企業版ふるさと納税等の推進による財源の確保対策を進めてまいります。

また、公共施設の有効活用を推進し、美土里支所の基本設計に着手するとともに、他の施設におきましても、利用状況などにより民間譲渡または廃止を検討いたします。

市役所の業務改善といたしましては、定型業務を自動化するRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）の導入に伴う調査研究を行い、働き方改革と業務の効率化を進めてまいります。

以上、私の市政運営について御説明をいたしました。

これらの施策は、このたびの補正予算が、私の就任間もないことから、新しい芽を出させるための種まきとしたものも多くあり、今後、事業内容を精査し予算化して対応するものでございます。

重要施策の実施に向けては、様々な課題等への対応と協議が必要な事業もあり、組織を超えたプロジェクトチームの編成や新たな人的・組織的な対応も必要であると考えております。

それでは、次に、令和2年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）でございます。

このたびの補正予算は、人件費等の義務的経費及び維持管理等の経常経費、継続事業、市民生活への影響により、年度当初から必要となる経費を加えた当初予算（骨格予算）と第1号補正予算に、行政の継続性や新規施策に係る経費を、第4号補正予算（肉づけ予算）として追加したものでございます。

その内訳といたしましては、一般会計当初予算（骨格予算）、184億8,300万円。一般会計補正予算（第1号）（選挙関係予算）、1,290万6,000円。一般会計補正予算（第4号）今回の肉づけ予算でございますが、9億2,021万2,000円。合計194億1,611万8,000円となります。前年度対比で比べますと、8.6%の減でございます。

また、新型コロナウイルス感染症対策としての補正予算としては、一般会計補正予算（第2号）、32億1,114万2,000円。一般会計補正予算（第3号）、2,338万7,000円。合計32億3,452万9,000円となります。

一般会計総額では、226億5,064万7,000円の予算規模となります。

その財源につきましては、国費、県費等を最大限見込みつつ、過疎対策事業債等の交付税措置が有利な地方債、ふるさと納税や目的基金の活用を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して事業の見直しも行いました。

肉づけ予算に計上された主な事業でございますが、医療・福祉・介護・保健の充実と高齢者・障害者施策の推進のための事業として、在宅当番医・救急医療情報提供事業の充実、保健施設の改修（ふれあいセンター甲田）でございます。

ふるさとの環境保全と農業の発展のための事業として、第2次環境基本計画の策定、循環型農業の推進支援、鳥獣対策アドバイザーの配置、森林経営管理事業の推進、担い手への機械整備等の助成、有害鳥獣対策のための防護柵等設置助成、農産物の生産向上とブランド化の支援。

未来を担う子供の教育、子育て環境の整備のための事業として、市内高等学校への教育支援、学校教育のICT化の推進、小学校のトイレ洋式化、小学校における英語指導環境の充実、（仮称）八千代保育園の施

設整備支援、子育て支援センターへの子供発達支援アドバイザーの配置。

地域産業の発展と地域の活性化のための事業として、多世代家族同居のための家屋改修支援、空き家を活用した社宅改修支援、子育て・婚活世帯への住宅取得支援、優良住宅団地への開発支援、観光振興施設の改修、公共施設の改修と適正化、コワーキングスペースの整備、企業進出等に対する奨励金の助成、地域振興組織への活動支援、地域おこし協力隊の募集及び活動支援、多言語対応等による閲覧環境の整備、公共交通車両の更新、光ネットワークの調査及び改修、地域高規格道路の事業推進、市道改良事業、郡山城跡の計画策定及び甲立古墳の保存整備。

災害に強いまちづくりと財政の健全化のための事業として、耐震性貯水槽（防火水槽）の整備、全国瞬時警報システム（Jアラート）の更新、ドローンの整備、RPA導入に向けた調査研究を行ってまいります。

以上、私の市長就任に当たり、令和2年度6月補正予算（肉づけ予算）の提案について、所信の一端を申し述べさせていただきました。

今年度におきましては、新型コロナウイルス感染症対策及び平成30年7月災害からの復旧復興を重要課題とし、引き続き全力で取り組むとともに、人口減対策についても着実な施策展開を図ってまいります。

また、厳しい財政状況につきましても、「財政健全化計画」を見直し、「第4次行政改革大綱」に掲げた13の推進項目による適正な定員管理、民間での活用が見込まれる旧小学校や保育所施設などの未利用普通財産の売却、支所の見直しなど既存施設の有効活用の取り組みを確実に進め、財政の健全化に努め、安心・安全・安定、活力ある安芸高田市の創造と今後の持続的な発展を、施策にスピード感を持って取り組むこととお約束し、施政方針といたします。

御清聴ありがとうございました。

○先川議長 これをもって施政方針を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第9 議案第50号 令和2年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）

○先川議長 日程第9、議案第50号「令和2年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉浩君。

○児玉市長 議案第50号「令和2年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

先ほど、施政方針の中においても述べましたが、本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9億2,021万2,000円を追加し、予算の総額を226億5,064万7,000円とするものでございます。

よろしく御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○先川議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（質疑なし）



○先川議長 質疑がないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

本件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

ここで、11時15分まで暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時02分 休憩

午前11時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○先川議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第10 議案第43号 安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与の臨時特例に関する条例

○先川議長 日程第10、議案第43号「安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与の臨時特例に関する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉浩君。

○児玉市長 議案第43号「安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与の臨時特例に関する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、国際的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症の本市における対策の財源とするため、特別職の給与を一定期間減額するものでございます。

以上、よろしく御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 西岡保典君。

○西岡総務部長 それでは、議案第43号「安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与の臨時特例に関する条例」につきまして、要点の御説明を申し上げます。議案書の1ページをお願いします。

第1条におきまして、給料の特例について規定をいたしております。特別職の職員で、常勤の者の給与月額、条例の施行の日から令和3年3月31日までの間におきまして、安芸高田市特別職の職員で常勤の者の給与、及び旅費に関する条例第3条の規定にかかわらず、同条の規定により給料月額から、市長はその額の100分の10、副市長は100分の7、教育長は100分の5に相当する額を減じた額といたすものでございます。

次に、第2条におきましては、手当の額の算出の基礎となる給料月額について規定をいたしております。1項においては期末手当について、第2項においては退職手当について、それぞれ減額前の月額により算出するというものでございます。

最後に、附則でございますが、第1項へ施行期日を規定いたしており

まして、公布の日の属する月の翌月の初日から施行することといたしております。第2項は失効日を規定いたしております、この条例は令和3年3月31日限り、その効力を失うことといたしております。

以上で、要点の説明を終わります。

○先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。  
これに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。  
(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第43号「安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与の臨時特例に関する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第11 議案第44号 安芸高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第45号 安芸高田市副市長定数条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第46号 財産の無償譲渡について【あじさいネット設備機器】

日程第14 議案第47号 安芸高田市光ネットワーク設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第15 議案第48号 安芸高田市まち・ひと・しごと創生基金条例

○先川議長 日程第11、議案第44号「安芸高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」の件から、日程第15、議案第48号「安芸高田市まち・ひと・しごと創生基金条例」の件までの5件を一括して議題いたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉浩君。

○児玉市長 議案第44号から議案第48号までの5議案について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第44号「安芸高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」について提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業に従事した職員に支給する特殊勤務手当について、国の取扱いに準じ支給するため、本

市職員の特殊勤務手当に関する条例について、所要の改定を行うものでございます。

次に、議案第45号「安芸高田市副市長定数条例の一部を改正する条例」について提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、本市副市長の定数を1名から2名に改正するものであります。

次に、議案第46号「財産の無償譲渡について」提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、お太助フォン及びあじさいネットサービスは運営開始から7年が経過しており、一部の設備機器について更新が必要となっており、これらの更新が必要な設備機器をIRU契約の相手方である中国ブロードバンドサービス株式会社に無償譲渡し、更新をしていただくものでございます。

次に、議案第47号「安芸高田市光ネットワーク設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、議案第46号に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第48号「安芸高田市まち・ひと・しごと創生基金条例」について提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、企業版ふるさと納税の仕組みを、企業・市双方にとってより活用しやすいものにするため、企業からの寄附を積み立てる基金を設立するものでございます。

以上、議案第44号から議案第48号までの5議案について、一括して提案理由を申し上げます。

よろしく御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本案5件に対する一括質疑を行います。質疑があれば議案番号を指定して質疑を行ってください。質疑はありませんか。

15番 金行哲昭君。

○金行議員 議案第45号「安芸高田市副市長定数条例の一部を改正する条例」の件でございますが、新しく市長になられまして、今日も施政方針にありましたように、コロナのウイルスの件、情報化の必要性の件、いろいろな施策も出て、2人制の副市長が必要と考えておられると思いますが、これは総務のほうへ付託になつとるんですけど、市長の思いをお聞かせください。

○先川議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

市長 児玉浩君。

○児玉市長 議案第45号に対する質疑でございますが、本市の副市長の定数を1人から2人にするということでございます。

今回、提案しました理由でございますが、資料にも書いておりますが、高度な政策課題に迅速に対応して、戦略性のある政策展開を行う必要が

あること。マネジメント機能を強化し、事業を強力に推進する必要があること。専門性を高めるとともに、国や県との関係を強化し、スピード感を持って事業を展開する必要があること。自然災害への対応や新型コロナウイルス感染症対策など、危機管理体制を強化すること。

こういったことを掲げておりますが、特に今、時代の流れが急に早くなっております。様々な対応が必要であるということがございます。迅速かつ適切な、丁寧にスピード感を持って施策を展開する必要があると思っております。

持続可能な安芸高田市の創造へ向けて、必要なものだと思いますし、さまざまな面で人件費以上の効果があるというふうに確信をしておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○先川議長 答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

8番 児玉史則君。

○児玉議員 議案第44号の特殊勤務手当に関してですが、国の取り扱いでは業務場所が感染症流行地から発航する航空機、陽性患者がいる船舶、宿泊施設等になっております。

安芸高田市ではこれに該当する業務場所はないわけですね。船舶なり、飛行機なり。とすると、これを国と同様の扱いとすることになりますと、このあたりはどういう理解をされて、この特殊勤務手当を設定されるのか。少しその辺を説明をお願いしたいと思ひます。

○先川議長 答弁を求めます。

総務部長 西岡保典君。

○西岡総務部長 説明資料にも添付しております、安芸高田市と国の取り扱いの違いという部分で、先ほど議員おっしゃいました資料の左側の部分が国の取り扱いで、業務場所であったり、いわゆる船舶、航空というところがございますが、それを安芸高田市に置きかえますと、防疫作業に従事した場所であったり職員であったり、そういったことに置き換えるというふうに解釈をいたしております。内容につきましては、ここに上げておりますように、特殊勤務でございますので、ウイルス対策に係る業務としております。

ほかにどういった業務があるかといいますと、何種類もありますが、ここに関しましては、コロナウイルスの対策に関する部分ということで明記を減らしておるところでございます。

以上です。

○先川議長 答弁を終わります。

8番 児玉史則君。

○児玉議員 国のほうは非常にその業務場所というところ、感染の確率が非常に高いという場所を設定しておるわけですね。そうした場合には、安芸高田市というのは、これはやはり国と比べると、非常にこの感染の確率が低いという

ますか。発生が非常に考えにくいというところではないかと思えます。

これは総務委員会で審議されるということですから、そこらあたりをまたしっかりと審議していただきたいと思えます。

以上で終わります。

○先川議長 ほかには質疑ありませんか。

5番 山根温子さん。

○山根議員 私も同僚議員と同じく議案第45号について。

今回、付託案件ではございますが、副市長の定数を1人から2人に改正する中で、説明資料の中にも、人口と職員数との例があります。人口3万人以下で副市長2人体制のところは、見る限りないようでございますが。今回、お1人の副市長を同意いたしました。行政経験が40年あるというところで、その経験をかわれて、引き続きということ。さらに、もう1人、改正理由の中に高度な政策から、マネジメント機能、さらに専門性を高めるというようなことが書いております。

お2人の副市長を役割分担されるのであれば、どのような形でマネジメントにかかわって、しっかりと市政を運営されていくお考えなのか。それをお聞かせいただきたいと思えます。

○先川議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

市長 児玉浩君。

○児玉市長 ただいまの御質疑にお答えをいたしたいと思えます。

先ほど来、御指摘ありましたように、マネジメント機能、また専門性ということでございますが。副市長の役割分担として、やはり業務系と総務系、こういったものに分けていくというのが、基本であろうというふうに思っております。

そうした中で、プロジェクトチームも考えてまいりたいというふうに思っておりますが、やはり安芸高田市の強靱化計画というのを先ほど施政の中でも申し上げましたが、こういった市のハードな部分を整備していく、そういった部署、もしくは総務系でいいますと、人事の関係とか、様々な安芸高田市が昔から持つておるもの。こういったものを進めていく総務系と業務系という形で役割分担をしながら、プロジェクトチーム、部局を超えたプロジェクトチームの編成等も考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○先川議長 答弁を終わります。

ほかには質疑ありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案5件につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第16 議案第49号 安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第16、議案第49号「安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉浩君。

○児玉市長 議案第49号「安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例」について提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、介護保険施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

よろしく御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第17 請願第1号 種子（たね）を農家・農民が自家増殖することを原則禁止とする種苗法改定案の取り下げを求める意見書の採択を求める請願書

○先川議長 日程第17、請願第1号「種子（たね）を農家・農民が自家増殖することを原則禁止とする、種苗法改定案の取り下げを求める意見書の採択を求める請願書」の件を議題といたします。

本定例会において、本日までに受理した請願はお手元に配付いたしました請願分書表のとおりであります。所管の産業建設常任委員会に付託しましたので報告いたします。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

次回は、6月17日午前10時から再開いたします。

御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午前11時35分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員